

○財務省告示第二百八十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年九月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法
利付国庫債券（二年）（第三百七十回、第三百七十二回及び第三百七十三回）、利付国庫債券（五年）（第二百二十五回及び第三百三十一回）、利付国庫債券（十年）（第三百十九回及び第三百二十回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十一回、第四十七回、第四十八回、第五十三回、第五十六回及び第五十七回）	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法

（利付） （第二回） （第三回） （第七十） （第七十） （庫債券）	（利付） （第二回） （第三回） （第七十） （第七十） （庫債券）	名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
○・一％	○・一％			平成二十五年三月十五日	二百十四億
				平成二十五年三月十五日	百億

（別表）

二十	十九	十八	十七	十六	十五
元利金支	払場所	入札参加	者	払込期日	償還期限
日本銀行	財務大臣から通知を受けた者			平成二十九年九月二十二日	（別表のとおり）
（額面金額）	（額面金額）	（額面金額）	（額面金額）	（額面金額）	（額面金額）

う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ）。

$$\frac{\text{各券の額面金額} \times \text{各券の利率}}{100} \times 1 \div 2$$

（（利 第二付 五十年 七）回 ）	（（利 第二付 五十年 六）回 ）	（（利 第二付 五十年 三）回 ）	（（利 第二付 四十年 八）回 ）	（（利 第二付 四十年 七）回 ）	（（利 第二付 四十年 一）回 ）	（（利 回第十 三年） 百）回 二十 ）	（（利 回第十 三年） 百）回 十九 ）	（（利 回第五 百年） 三）回 十一 ）	（（利 回第五 百年） 二）回 十五 ）	（（利 三第二 回三年 ）回） 百）回 七十 ）
一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 五 %	二 ・ 二 %	一 ・ 五 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 一 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %
日年平 六成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	十年平 日十成 二三 月十二 三	十年平 日十成 日二三 月十二 二	一年平 日九成 月三 二十二	日年平 三成 月三 二十一	十年平 日十成 二三 月十二 三	十年平 日十成 二三 月十二 三	日年平 三成 月三 二十四	日年平 九成 月三 二十二	日年平 二成 月三 十五 一
九 十七 億 円	八 十九 億 円	二 億 円	一 億 円	二 十 一 億 円	四 億 円	十 億 円	百 億 円	十二 億千 二百 七 円	七 十一 億 円	十 三 億 円